

ストップ・ザ・交通事故

高等学校用

令和5年4月発行



『自転車安全利用五則』が改定となりました

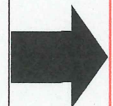


★ 自転車安全利用五則 ★ (令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

旧

新

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 5 子どもはヘルメットを着用



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

★ その他のルール ★

① ながら運転をやめましょう!!

- ・スマートフォンを触りながら運転やイヤフォンで音楽などを聞きながら運転することなどは、周囲への意識が薄れ、注意散漫となるため大変危険です。

② 徐行の徹底!!

- ・歩行者の近くや交差点等では、周囲の安全を十分に確認し、徐行(安全に通行できるスピード)走行することを心掛けましょう。

※ 謝罪だけでは済まされない。事故を起こしてからでは、もう遅い。

高校生だからといっても許されません。誰もが加害者になる可能性があることを認識して、安全運転を心掛けましょう!!

高額賠償支払い事例 約9,260万円の支払い命令

当時、男子高校生が昼間に、自転車横断帯の手前の歩道から車道を斜めに横断したところ、対向車線を自転車直進していた男性と衝突し、重大な障害が残る怪我を負わせた。



★ 電動キックボードに関するルール改正 ★

令和5年7月1日から、電動キックボードのルールが変わります。

※電動キックボードとは、これまで原動機付自転車(原付バイク)と同じ扱いでしたが、道路交通法改正により、令和5年7月1日から「特定小型原動機付自転車」に位置付けられます。

※一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車の違い(※令和5年7月1日から)

区分	一般原動機付自転車(改正前)	特定小型原動機付自転車(改正後)
年齢	免許証に準ずる	16歳以上
免許証	必要	不要
ヘルメット	必要	努力義務(任意)
自賠責保険	必要	必要
ナンバープレート	必要	必要
最高速度	時速30キロメートル	時速20キロメートル
走行場所	車道のみ	車道、路側帯、自転車専用通行帯、(条件付きで歩道)

※特定小型原動機付自転車を16歳未満の者が運転した場合、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金。

※特定小型原動機付自転車で一定の違反を繰り返した運転者には、自転車と同様の講習の受講を義務付けられます。対象となる違反行為は「信号無視」「通行区分違反」「走行中の携帯電話使用(安全運転義務違反)」「酒気帯び運転」「あおり運転(妨害運転)」など17類型です。

※令和5年7月1日以降、高校生の皆さんは、16歳以上になると電動キックボードを運転できるようになりますが、運転する際には、様々な責任を背負っていることを理解しておきましょう。

★ ルールを守れない心理状況 ★

- ・学校、友達との約束に遅れそう。急いでるし、誰も見ていないだろう。
- ・いつもやっていることだから大丈夫。
- ・友達からの連絡だ!返信しないと。
- ・みんなも守っていないでしょ。
- ・すぐそこまでだから、二人乗りでも大丈夫。



★ 自転車損害賠償保険への加入をしよう ★

兵庫県では、平成27年10月から条例で自転車保険の加入が義務化されています。

細心の注意を払っていても、ハッとした時に事故は起きてしまうこともあります。

事故が起きた時のことを想像し、保険への加入を忘れずに行いましょう。



身近な自転車保険
TSマーク付帯
保険

自転車点検整備を受けた日から、1年間有効な傷害保険と賠償責任保険がついています。1年経つと更新が必要になりますので、更新する場合は、自転車安全整備士のいる自転車店で再度点検を受けてください。